

名古屋市緑政土木局「週休2日制工事」実施要綱

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。この要綱は、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休2日（土曜日、日曜日及び祝日等を現場閉所し、就業者が休業する）の普及に取り組むため、名古屋市緑政土木局所管の工事における週休2日制の実施にあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **完全週休2日制工事** 工事開始日から工事完了日までの対象期間において、土曜日、日曜日、祝日等（「名古屋市の休日を定める条例」（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。））を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事及び業務委託。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。
- (2) **発注者指定型** 週休2日制工事のうち第3条に基づき発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と休日の現場閉所を図るもの。
- (3) **受注者希望型** 週休2日制工事のうち受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取り組みを希望するものに対し、発注者指定型と同様の制度を適用し、労働環境改善に対する意識向上と休日の現場閉所を図るもの。
- (4) **対象期間** 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間。
- (5) **非対象期間** 準備期間（工事開始日から現場着手日までの期間）、後片付け期間（施工終了後から工事完了日までの期間）、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作等の現場不稼働期間、工事事務等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間、その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間。
- (6) **現場着手** 現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始すること。
- (7) **現場閉所** 現場事務所での事務作業を含め、現場作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）等を行うことは可とする。

(対象工事)

第3条 次の各号全てを満たす工事は、原則、発注者指定型の週休2日制工事の対象とする。

- (1) 単価契約以外
- (2) 契約期間が概ね1か月以上
- (3) 対象期間が1週間以上
- (4) 緊急随意契約以外

2 次の各号全てを満たす業務委託（設計書区分が「維持管理委託」で、業種が「公園・道

路等の維持管理」である業務委託に限る。)は、受注者希望型の週休2日制工事の対象とする。

- (1) 前項の各号全てを満たす業務委託
- (2) 対象期間内に連続する業務(現場作業日)が7日間以上ある業務委託
- (3) 契約後、事前協議を行い現場着手までに休日の現場閉所計画が分かる実施日程表を含む業務計画書を提出し、本市監督員が認めた業務委託
- (4) 兼務する業務等においても同様の制度を適用し休日の現場閉所を図るものとする。
※業務従事者が異なる業務等は兼務の対象に含まない。

(取組内容)

第4条 週休2日制工事の受注者は、対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。

- 2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、本市監督員と協議の上、前後10日間の期間において現場閉所日を設けるものとする。
- 3 降雨等により施工予定日を休工とした場合は、休日の現場閉所の実施とみなし、降雨等による休工日の後15日以内において休日施工への振替を認める。
- 4 受注者は、下請負業者に対し週休2日制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 5 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

週休2日制工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の普及に取り組む工事です。

発注者：名古屋市〇〇土木事務所
施工者：〇〇建設(株)

- 6 受注者は、本市監督員が休日の現場閉所状況を確認できるよう、土木工事標準仕様書に規定する工事記録簿(第31号様式)に現場閉所日を明記すること。
- 7 本市監督員は休日の現場閉所に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された工事記録簿を確認する。
- 8 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときは、休日の現場閉所の達成を認めないものとする。

(特記仕様書等)

第5条 発注者指定型の工事は、別紙「週休2日制工事の実施に関する特記仕様書」を添付し発注するものとする。

- 2 発注者指定型の週休2日制工事は、原則として工事件名の末尾に(週休2日)を付け加えるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。

附則

この要綱は平成30年5月14日から施行する。

附則

この要綱は平成31年2月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年2月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年11月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和7年10月1日から施行する。

附則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和8年10月1日から施行する。